

(火を使用する設備の設置の届出等)

第56条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者(内容を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項に関する計画を所轄消防署長に届け出て、当該計画がこの条例の規定に適合するかどうかの審査を受けなければならない。(う)(せ)

- (1) 熱風炉(け)
 - (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉(う)(せ)
 - (3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。)(う)(せ)
 - (3)の2 厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備(せ)(つ)
 - (4) 入力70キロワット以上の温風暖房機(風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。)(け)(つ)(ア)
 - (5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備(個人の住居に設けるもの及び労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号に規定するものを除く。)(う)(か)(け)(つ)
 - (6) 乾燥設備(個人の住居に設けるものを除く。)(け)
 - (7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)(う)(け)
 - (7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機(せ)(つ)
 - (8) 火花を生ずる設備(け)
 - (8)の2 放電加工機(せ)
 - (9) 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)(け)(を)
 - (10) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)(を)
 - (11) 燃料電池発電設備(第8条の3第2項及び第4項に定めるものを除く。)(ほ)(を)
 - (12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの(第13条第4項に定めるものを除く。)(ほ)(を)
 - (13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)(う)(け)(せ)(ほ)(を)(ア)
 - (14) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備(け)(ほ)(を)
 - (15) 水素ガスを充填する気球(け)(ほ)(を)
- 2 前項に規定する設備を使用しようとする者は、使用開始前に、当該設備について所轄消防署長の検査を受けなければならない。(う)

条則

(火を使用する設備等の設置届等)

第12条 条例第56条第1項の規定による火を使用する設備等の設置及び変更(以下「設置等」という。)の届出は、同項第1号から第14号までに掲げる設備にあつては設置等の工事の7日前までに、同項第15号に掲げる設備にあつては設置等の工事の3日前までに届出書により行わなければならない。(と)(は)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める必要な図

書を添えなければならない。

- (1) 条例第56条第1項第1号から第8号の2までに掲げる設備 当該設備の位置図、構造図及び仕様書
 - (2) 条例第56条第1項第9号から第14号までに掲げる設備 当該設備の位置図、平面図、立面図、結線・接続図及び仕様書(と)(は)
 - (3) 条例第56条第1項第15号に掲げる設備 当該設備の付近図、掲揚・係留状況図及び電飾結線図(と)(は)
- 3 条例第56条第2項の規定により検査を受けようとする者は、申請書を提出しなければならない。(あ)(え)(お)(か)(け)

【解説】

本条は、火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備について、これを設置する場合及び設置後に変更する場合に、その段階で届け出ることとし、これを審査すること並びに工事が完了し使用開始前に検査することにより、火気設備等の位置、構造、管理の適正化を図るための制度を規定したものである。

- 1 第1項本文の「あらかじめ」とは、本条第1項第1号から第14号までに掲げる設備にあっては設置等の工事の7日前までに、同項第15号に掲げる設備にあっては水素ガス充填開始の3日前までに届け出ることをいう。
- 2 第1項第1号の「熱風炉」とは、加熱のために必要な熱風を作り出す炉(暖房用を除く。)をいい、据付け面積に関係なく届出が必要である。
- 3 第1項第2号の「炉」とは、第3条に規定する炉のうち、多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉をいい、据付け面積に関係なく届出が必要である。
- 4 第1項第3号の「据付面積」とは、当該設備を据え付けた場合における水平投影面積をいう。据付面積を基準に設置届出の対象としたのは、炉の規模、さらにはその火災危険性が据付面積におおむね集約できるからである。なお、同号の炉は、本項第1号及び第2号以外の炉をいう。
- 5 第1項第3号の2の「厨房設備」とは、同一厨房室内において使用されるコンロ、レンジ、オーブン、フライヤー、湯沸設備及びボイラー等をいい、各厨房設備の入力の合計が350キロワット以上をもって設置届出対象としたものである。
- 6 第1項第4号の「風道を使用しないもの」とは、本体の接続部分から風道の長さが2メートル未満のものは、風道を使用しないものとして取り扱うことができる。
- 7 第1項第5号の「ボイラー」及び「入力70キロワット以上の給湯湯沸設備」は、個人の住居に設けるもの及び労働安全衛生法施行令第1条第3号に規定するものを除くものである。

8 第1項第6号の「乾燥設備」は、個人の住居に設けるもの及び次に掲げるいずれかに該当する場合は、届出を必要としない。

- (1) 入力17キロワット未満のもの
- (2) 乾燥物収容室の据付け面積が1平方メートル未満のもの
- (3) 乾燥物収容室の内部容積が1立方メートル未満のもの

9 第1項第7号の「サウナ設備」は、サウナ設備及び電気用品安全法施行令別表第1に掲げる電気サウナバスを、個人の住居に設ける場合を除くものである。

10 第1項第8号の「火花を生ずる設備」は、操作に際し静電気の放電による火花、機械的火花を発生し、他方その火花発生部において可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備は、引火又は着火の危険性がきわめて大きく、かつ、取り扱われる可燃性の蒸気又は微粉に着火した場合一挙に爆発的に急激な燃焼状態になる危険が大であるので、本号の届出対象となる。

届出対象設備としては、第11条に規定する設備があるが、これ以外に製綿機、カード機、粉碎機、マグネシウム切削機、開綿機等があげられるが、本届出が対象となるものは、次に掲げる事項が条件となる。

- (1) 操作に際し火花を生ずること。
- (2) 可燃性の蒸気又は微粉を放出すること。

11 第1項第9号の「全出力」とは、第12条変電設備の【解説】の全出力の算定方法を参照のこと。

12 第1項第10号の「急速充電設備」とは、第12条の2に掲げる設備のうち、全出力が50キロワットを超えるものをいう。

13 第1項第11号の「燃料電池発電設備」のうち固体高分子型燃料電池設備で出力10キロワット未満であって、その使用に際して異常が発生した場合において安全を確保するための措置が講じられているものは除くものとする。

14 第1項第12号の「内燃機関を原動力とする発電設備」で、出力10キロワット未満であって、その使用に際して異常が発生した場合において安全を確保するための措置が講じられているものは除くものとする。

15 第1項第13号の「蓄電池設備」とは、第14条に掲げる設備のうち、蓄電池容量が20キロワット時を超えるものをいい、その容量算定は、第14条の蓄電池設備の【解説】1を参照のこと。また、蓄電池設備を複数台接続して設置する場合は、(直列又は並列にかかわらず)蓄電池及びその他の機器が1の箱に収納されたもので、第7号告示第3に定めるものであるときは、当該箱ごとに第14条及び本条第1項第13号に定める「蓄電池設備」への適合が判断されるものである。

16 第1項第14号の「設備容量」の算定方法については、1つのネオン管灯設備に設けたネオン変圧器の定格容量(ボルトアンペア)の和とする。

17 第1項第15号の「水素ガスを充填する気球」とは、建築物(屋上)、屋外の樹木等の土地の定着物に気球を固定するものをいう。したがって、掲揚のみならず係留を含み、掲揚前に一定時間係留する場合は、係留前に届け出を要する。また、届け出た掲揚又は係留期間が過ぎてもなお掲揚又は係留を行う場合は、新たに届け出を要するものである。